

答 申

第1 審査会の結論

実施機関は、「平成21年7月27日付け〇〇〇〇に対する訓告処分を受けたが平成23年4月1日で課長級になっている理由及び根拠」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、当該文書の作成又は取得をしていないとした行政文書の不開示決定については、職員名簿（所属意見）、自己申告書及び人事評価シート（以下「本件行政文書」という。）を本件開示請求に係る対象文書として特定するとともに、その他の本件開示請求に係る行政文書について改めて特定した上、開示決定等すべきである。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

異議申立人は、平成23年5月16日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県知事（以下「実施機関」という。）に対し、本件開示請求を行った。

2 実施機関の決定

平成23年5月26日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書の作成又は取得をしていないため不存在として、行政文書の不開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成23年6月14日、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対し、本件決定の取消しを求める異議申立てを行った。

4 諮 問

平成23年6月28日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てに係る諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件開示請求に係る不開示決定処分の取消を求めます。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書において主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立書

新聞にも処分が報道され、県費にも損害を与えている。よって昇格するには理由及び根拠があるはずである。このようなことをする人事は納得がいかない。

(2) 意見書

〇〇〇〇が平成23年4月1日付けで課長級に昇任している理由として、県は、人事異動については、職員の経歴や実績、所属上司からの聞き取り等、諸般の事項を勘案し決定するものであると言っている。

しかし、人事課は、懲戒処分を受けた者を課長級に昇任させている。そこで、特殊事情に対しての理由はあるはずである。この行為は、県民の目からは、人事異動（昇任）は、何でもありと映る。よって、その理由について異議申立てをするものである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書等において説明している本件の経過及び本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件開示請求に至る経過

実施機関は、平成21年7月27日、用地交渉の過程で違法な事務連絡文書の作成及び送付をしたことを理由として、元〇〇〇〇事務所〇〇〇〇長〇〇〇〇に対し処分を行った。

また、平成23年4月1日付け人事異動により、当該職員は、〇〇〇〇事務所〇〇〇〇長（課長級）に昇任した。

2 本件決定の理由

人事異動については、職員の経歴や実績、所属から提出された職員に係る所見、評価等に係る文書、所属上司からの聞き取り等、諸般の事項を勘案し決定するものであり、その決定に至る検討の内容を記載した文書は作成していない。また、地方公務員法及び条例においても当該文書の取得や作成についての義務はなく、本県においてもその取得や作成はしていない。

上記1に記載の平成23年4月1日付けの人事異動（以下「本件人事異動」という。）についても同様に、当該文書の取得や作成はしていないため、これを理由として本件処分を行ったものである。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

したがって、当審査会は県民の行政文書開示請求権を十分尊重するという条例の趣旨に従い、実施機関の意見聴取のみにとどまらず、審査に必要な関係資料の提出を求め、当審査会により調査を行い、条例の適用について判断することとした。

2 行政文書の不存在について

異議申立人は、「平成21年7月27日付け〇〇〇〇に対する訓告処分を受けたが平成23年4月1日で課長級になっている理由及び根拠」を記載した文書の開示を求めているのに対し、実施機関は、当該文書の作成又は取得をしていないため不存在であると主張しているのので、以下検討する。

実施機関の説明によると、人事異動については、職員の経歴や実績、所属から提出された職員に係る意見、評価等に係る文書、所属上司からの聴取した内容等、諸般の事項を勘案し決定するものであり、決定に至る検討の内容を記載した文書は作成しておらず、本件人事異動においても、当該文書の作成又は取得をしていないため、本件決定を行ったとのことであった。当審査会において、本件人事異動に係る一連の文書として実施機関に提示させたもの（以下「本件提示文書」という。）を見分したところ、このうち、本件行政文書については、職員に対する所属長の評価を記載する欄が見受けられる等人事異動に係る判断の理由及び根拠の一つとなり得る文書であることが認められた。

この点について、実施機関は、異議申立人が本件開示請求において求めているのは、本件人事異動を判断するに当たり検討した内容を記載した文書であって、本件提示文書については、本件人事異動を判断する上での資料又は本件人事異動の決定に必要な手続に係る文書にすぎず、本件開示請求の対象文書には該当しないと主張する。

しかしながら、本件開示請求書の記載から、実施機関が主張するように本件開示請求の内容を解することについては、県が保有する情報を広く県民に公開することにより、県の説明責任を果たすという情報公開制度の趣旨を踏まえると、妥当なものとは言い難く、本件行政文書も本件開示請求の対象文書に該当すると解するのが相当である。

したがって、本件行政文書を本件開示請求の対象文書として改めて特定するとともに、本件行政文書以外の本件提示文書を含めて、本件人事異動に係る判断の根拠となる文書及び本件人事異動に係る検討内容を記載した文書についても、改めて探索、特

定の上、それぞれについて開示決定等すべきである。

3 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別 紙)

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成23年 6月28日	・ 実施機関から諮問を受けた。
平成23年 7月26日	・ 実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成23年 8月 3日	・ 異議申立人から意見書の提出を受けた。
平成23年12月13日 (第150回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成24年 1月31日 (第151回審査会)	・ 実施機関から不開示理由等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
平成24年 3月16日 (第152回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
平成24年 3月23日	・ 実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本件答申に関与した委員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
いしぐろ よしひこ 石黒 良彦	弁護士	会長代理
いしだ ひでじろう 石田榮仁郎	近畿大学教授（憲法）	
おんだ まさこ 音田 昌子	元読売新聞大阪本社編集委員	
ちはら みえこ 千原美重子	奈良大学教授（臨床心理学）	
みなみがわ あきひろ 南川 諦弘	大阪学院大学教授（行政法）、弁護士	会 長